

令和 8 年 3 月 30 日

指定障害児通所支援事業者 御中

那覇市福祉部障がい福祉課

児童発達支援における送迎加算の送迎場所の取扱いについて

みだしのことについて、こども家庭庁に確認を行った結果、下記のとおり取扱いますので、ご対応くださいますようお願いいたします。

記

児童発達支援における送迎加算について、児童発達支援事業所と居宅までの送迎のほか、以下の条件を満たした場合に限り、事業所と保育所等までの送迎についても、当該加算を算定して差し支えないものとする。

<条件>

1. 事業所、保育所等、保護者の三者間で、送迎時の児童の引継ぎ方法等（送迎担当者、送迎時間、当日の児童の状態等に関する引継手段など）について、事前に調整ができていること。
2. 1 について、事前にサービス利用計画書等に記載し、保護者から同意が得られていること。
3. 利用者・家族が安心安全であることが確保できる状況であること。

<注意事項>

1. 保育所等とは、保育所、幼稚園、認定こども園等をいう。
2. タクシーのような、毎回場所が変わるような送迎方法は認められない。
3. 事業所と保育所等までの送迎を行う場合は、条件を満たすことがわかる資料を保管しておくこと。
4. 本取扱いは、発達支援を受ける必要のある児童が、保護者の就労等を理由に送迎が受けられず事業所を利用出来なくなることを防ぐための措置であり、保護者の就労目的での事業所の利用を促進するものではない。

お問い合わせ

那覇市 福祉部 障がい福祉課
事業所指定グループ

TEL 098-862-3275